

議案第4号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成20年4月16日

沖縄県教育委員会

教育長が「沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程」他19件の嘱託員設置に関する教育委員会訓令を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号)第4条第2項により、別紙のとおり承認する。

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程

(設置)

第1条 幼児、児童及び生徒の障害に係る医学的判定及び相談業務等の円滑な運営に資するため、沖縄県立総合教育センターに沖縄県立総合教育センター嘱託医（以下「嘱託医」という。）として小児科・内科医師、眼科医師、耳鼻咽喉科医師、整形外科医師及び精神科医師を設置する。

(身分)

第2条 嘱託医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託医は、沖縄県立総合教育センターの所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、幼児、児童及び生徒の障害に係る診断、検査、判別等を行い、並びに父母及び教員に対し適切な助言指導を行う業務に従事する。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託医は、沖縄県心身障害児適正就学指導委員である医師のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 嘱託医の委嘱期間は、2年とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、更新することができる。

(報酬等)

第5条 嘱託医の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託医の1月の勤務日数は、4日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

2 嘱託医の勤務場所及び勤務時間は、所長が別に定める。

(服務)

第7条 嘱託医は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託医は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託医は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託医は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託医が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託医として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託医に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

教職員の悩み相談員設置規程

(設置)

第1条 県立学校の教職員の教育活動に関する悩み等の解消を図るため、教育庁県立学校教育課に教職員の悩み相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 相談員は、教育庁県立学校教育課長の指揮監督を受けて、県立学校の教職員の教育活動に関する悩み等の相談に対し助言等を行う業務に従事する。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 相談員は、学校教育に関する専門的な知識を有する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 相談員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

(報酬等)

第5条 相談員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 相談員の1月の勤務日数は、17日以内とし、勤務する日は、教育庁県立学校教育課長が別に定める。

2 相談員の勤務場所及び勤務時間は、教育庁県立学校教育課長が別に定める。

(服務)

第7条 相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 相談員として不相当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

スクールカウンセラー等設置規程

(設置)

第1条 児童生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、教育事務所及び沖縄県立高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー及びこれに準ずる者（以下「カウンセラー等」という。）を設置する。

(身分)

第2条 カウンセラー等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 カウンセラー等は、教育事務所の所長又は沖縄県立高等学校の校長（以下「所長等」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童生徒のカウンセリングに関すること。
- (2) 教職員及び保護者に対する児童生徒のために必要な助言及び援助に関すること。
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 児童生徒のカウンセリング等に関し所長等が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱)

第4条 スクールカウンセラーは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士
 - (2) 精神科医
 - (3) 児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にある者
- 2 スクールカウンセラーに準ずる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (1) 学校教育法の規定に基づく大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とする相談業務について、1年以上の経験を有する者
 - (2) 学校教育法の規定に基づく大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とする相談業務について、5年以上の経験を有する者
 - (3) 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とする相談業務について、1年以上の経験を有する者

(委嘱期間)

第5条 カウンセラー等の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第6条 カウンセラー等の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第7条 カウンセラー等の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長等が別に定める。

2 カウンセラー等の勤務場所及び勤務時間は、所長等が別に定める。

(服務)

第8条 カウンセラー等は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 カウンセラー等は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 カウンセラー等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 カウンセラー等は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第9条 教育委員会は、カウンセラー等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) カウンセラー等として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、カウンセラー等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

親子電話相談員設置規程

(設置)

第1条 児童生徒の悩み、乳幼児又は児童生徒の保護者等の家庭教育上の悩み等の解消及び軽減を図るため、教育庁生涯学習振興課に親子電話相談員（以下「電話相談員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 電話相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 電話相談員は、教育庁生涯学習振興課長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童生徒の悩み等に関する電話相談業務に関すること。
- (2) 乳幼児又は児童生徒の保護者等の家庭教育上の悩み等に関する電話相談業務に関すること。
- (3) 家庭教育支援について必要な情報収集、統計調査等に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 電話相談員は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- 2 電話相談員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁生涯学習振興課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 電話相談員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 電話相談員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、教育庁生涯学習振興課長が別に定める。

- 2 電話相談員の勤務場所及び勤務時間は、教育庁生涯学習振興課長が別に定める。

(服務)

第7条 電話相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 電話相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 電話相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。
- 4 電話相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、電話相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 電話相談員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、電話相談員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

特別支援学校嘱託看護師設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条に規定する特別支援学校において、特定の幼児、児童及び生徒に対するたんの吸引、経管栄養、導尿その他医療的な生活援助行為（以下「医療的ケア」という。）を実施するため、沖縄県立特別支援学校に特別支援学校嘱託看護師（以下「嘱託看護師」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託看護師は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託看護師は、沖縄県立特別支援学校の校長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療的ケアの実施に関すること。
- (2) 特別支援学校の教員が行うたんの吸引、経管栄養、導尿に係る指導助言に関すること。
- (3) 医療的ケアの研修に係る指導助言に関すること。
- (4) その他医療的ケアに関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託看護師は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 嘱託看護師の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁県立学校教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託看護師の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託看護師の勤務場所は、沖縄県立特別支援学校とする。

2 嘱託看護師の1月の勤務日数は、21日以内とし、勤務する日は、沖縄県立特別支援学校の校長が別に定める。

3 嘱託看護師の1日の勤務時間は、6時間とする。

(服務)

第7条 嘱託看護師は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託看護師は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託看護師は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託看護師は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託看護師が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託看護師として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託看護師に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

美術品調査嘱託員設置規程

(設置)

第1条 県が収蔵する美術品等の調査業務を円滑に推進するため、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）に美術品調査嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県が収蔵する美術品の調査に関すること。
- (2) 県が収蔵を予定している美術品の調査に関すること。
- (3) その他美術品の調査に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁文化課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、博物館・美術館とする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

美術品保存修復嘱託員設置規程

(設置)

第1条 県が収蔵する美術品の保存修復業務を円滑に推進するため、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）に美術品保存修復嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県が収蔵する美術品の保存及び修復に関すること。
- (2) 県が収蔵する美術品の保存状態の調査及び管理に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁文化課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、博物館・美術館とする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する埋蔵文化財に関する調査（以下「調査」という。）を円滑に推進するため、沖縄県立埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）に埋蔵文化財資料整理嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、埋蔵文化財センターの所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、調査によって得られた資料の整理に関する業務を行う。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、教育委員会が委嘱する。

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁文化課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、埋蔵文化財センターとする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服従)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 嘱託員として不相当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

訪問指導員設置規程

(設置)

第1条 小学校及び中学校の不登校児童生徒並びに中学校卒業後の者（高等学校等の不登校生徒及び高等学校等を中途退学した者に限る。）を対象として、効果的な訪問指導を実施するため、沖縄県立総合教育センターに訪問指導員を設置する。

(身分)

第2条 訪問指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 訪問指導員は、沖縄県立総合教育センターの所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 効果的な訪問指導の実施方法の調査に関すること。
- (2) 地域で活用することができる訪問指導マニュアルの作成に関すること。
- (3) 地域で訪問指導を実施する者に対する適切な指導及び助言に関すること。
- (4) 地域で訪問指導を実施する者に対する効果的な研修実施に関すること。
- (5) 不登校児童生徒への訪問指導に関し所長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 訪問指導員は、生徒指導、教育相談等に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから所長の推薦により沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 訪問指導員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

(報酬等)

第5条 訪問指導員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 訪問指導員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

2 訪問指導員の1日の勤務時間は、4時間とする。

3 訪問指導員の勤務場所は、所長が別に定める。

(服務)

第7条 訪問指導員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 訪問指導員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 訪問指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 訪問指導員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、訪問指導員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 訪問指導員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、訪問指導員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

児童生徒生活支援員等設置規程

(設置)

第1条 児童生徒の不登校、非行、深夜はいかいその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、教育事務所に児童生徒生活支援員及び立ち直り支援コーディネーター（以下これらを「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる嘱託員の区分に応じ、当該各号に定める業務を行う。

(1) 児童生徒生活支援員 次のア及びイに定める業務

ア 不登校及び不登校傾向の児童生徒及び保護者に対し、教育相談及び登校支援を行うこと。

イ 深夜はいかい等問題行動のある児童生徒及び保護者に対して、電話又は家庭訪問による教育相談を行うこと。

(2) 立ち直り支援コーディネーター 問題行動等のある児童生徒に対して、職場体験、奉仕体験、学業支援及び教育相談による支援を行う業務

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、生徒指導、教育相談等に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから所長の推薦により沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

2 嘱託員の1日の勤務時間は、次の各号に掲げる嘱託員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 児童生徒生活支援員 2時間

(2) 立ち直り支援コーディネーター 4時間

3 嘱託員の勤務場所は、所長が別に定める。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の学芸業務を円滑に行うため、博物館・美術館に博物館・美術館学芸業務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の調査、収集及び整理に関すること。
- (2) 資料の保存、修復等に関すること。
- (3) 展示に関すること。
- (4) その他博物館・美術館の事業に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員資格を有する者
 - (2) 前号に規定する学芸員資格を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者
- 2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁文化課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、博物館・美術館とする。

- 2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。
- 3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の教育普及業務を円滑に行うため、博物館・美術館に博物館・美術館教育普及業務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育普及プログラムの調査及び策定に関すること。
- (2) 教育関係機関への学習支援に関すること。
- (3) ボランティア活動に関すること。
- (4) その他博物館・美術館の事業に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員資格を有する者
 - (2) 前号に規定する学芸員資格を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者
- 2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁文化課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、博物館・美術館とする。

- 2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。
- 3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

文化財調査嘱託員設置規程

(設置)

第1条 文化財の調査を円滑に実施するため、教育庁文化課及び沖縄県立埋蔵文化財センターに文化財調査嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、教育庁文化課長又は沖縄県立埋蔵文化財センターの所長（以下「課長等」という。）の指揮監督を受けて、文化財の調査業務を行う。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁文化課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、課長等が別に定める。

2 嘱託員の勤務場所及び勤務時間は、課長等が別に定める。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 嘱託員として不相当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

図書館活動奉仕員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立図書館（以下「図書館」という。）の奉仕業務を推進するため、図書館に図書館活動奉仕員（以下「奉仕員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 奉仕員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 奉仕員は、図書館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 利用者の案内及び資料等に係る利用者の相談に関すること。
- (2) 資料の貸出及び返納に関すること。
- (3) 資料の整理及び参考事務に関すること。
- (4) その他図書館奉仕活動に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 奉仕員は、次に掲げる者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 図書館に関する専門的知識を有すると認められる者
 - (2) 図書館奉仕に理解と熱意のある者
- 2 奉仕員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁生涯学習振興課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 奉仕員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 奉仕員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。

2 奉仕員の勤務場所及び勤務時間は、館長が別に定める。

(服務)

第7条 奉仕員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 奉仕員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 奉仕員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。
- 4 奉仕員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、奉仕員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 奉仕員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、奉仕員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

巡回教育相談員設置規程

(設置)

第1条 教育事務所の教育相談業務を推進するため、教育事務所に巡回教育相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 相談員は、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、家庭訪問等により、児童生徒及び父母の教育相談の業務を処理する。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 相談員は、生徒指導、教育相談等に関し専門的知識と経験を有する退職教員又は学識経験者から所長の推薦を受けて沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 相談員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 相談員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 相談員の1月の勤務日数は、10日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

2 相談員の1日の勤務時間は、4時間とする。

3 相談員の勤務場所は、所長が別に定める。

(服務)

第7条 相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 相談員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

図書館嘱託員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立図書館（以下「図書館」という。）の図書館情報提供システムの業務を推進するため、図書館に図書館嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、図書館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の整理に関すること。
- (2) 資料のデータ入力に関すること。
- (3) システム開発の補助に関すること。
- (4) その他図書館活動に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 図書館又は情報処理に関する専門的知識又は相当の経験を有すると認められる者
 - (2) 図書館情報提供業務に理解と熱意のある者
- 2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁生涯学習振興課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。

- 2 嘱託員の勤務場所及び勤務時間は、館長が別に定める。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

沖縄県生涯学習コーディネーター設置規程

(設置)

第1条 おきなわ県民カレッジ事業を推進するため、教育庁生涯学習振興課及び教育事務所に沖縄県生涯学習コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置する。

(身分)

第2条 コーディネーターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 コーディネーターは、教育庁生涯学習振興課長又は教育事務所の所長（以下「課長等」という。）の指揮監督を受けて、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県、市町村等の関係機関及び団体の行う学習機会を把握し、県内の学習機会の体系化、総合化並びにその関係機関の連携に関すること。
- (2) 県民の継続的な学習への啓発及び広報を行いつつ、その支援のための情報の収集、提供及び学習相談に関すること。
- (3) おきなわ県民カレッジ事業として実施する講座の調査研究及び実施に関すること。
- (4) 学習修了者の学習成果の評価、学習成果の活用への支援、社会参加の促進等に関すること。
- (5) その他おきなわ県民カレッジ事業に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 コーディネーターは、次に掲げる者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 職務遂行に必要な知識、経験及び技術を有し、かつ、社会教育活動又はボランティア活動の経験が豊富である者
 - (2) その他生涯学習について熱意のある者
- 2 コーディネーターの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁生涯学習振興課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 コーディネーターの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 コーディネーターの1月の勤務日数は、14日以内とし、勤務する日は、課長等が別に定める。

2 コーディネーターの勤務場所及び勤務時間は、課長等が別に定める。

(服務)

第7条 コーディネーターは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 コーディネーターは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。
- 4 コーディネーターは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) コーディネーターとして不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

情報処理教育嘱託員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）の情報処理教育を推進するため、総合教育センターに情報処理教育嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、総合教育センターの所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、総合教育センターの情報処理教育業務に従事する。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁県立学校教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

2 嘱託員の勤務場所及び勤務時間は、所長が別に定める。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

理科支援員等コーディネーター設置規程

(設置)

第1条 小学校における理科授業の充実に資する理科支援員及び講師（以下「理科支援員等」という。）の活用に係る業務を円滑に行うため、教育庁義務教育課に理科支援員等コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置する。

(身分)

第2条 コーディネーターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 コーディネーターは、教育庁義務教育課長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理科支援員等の人材の確保に関すること。
- (2) 理科支援員等に対する助言及び指導に関すること。
- (3) 理科支援員の研修の企画及び実施に関すること。
- (4) 理科支援員等の活用に係る業務に関し教育庁義務教育課長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 コーディネーターは、教育職員の免許を有し、かつ、前条の業務を行うに必要な知識及び経験を有する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 コーディネーターの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

(報酬等)

第5条 コーディネーターの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 コーディネーターの勤務場所は、教育庁義務教育課とする。

2 コーディネーターの1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、教育庁義務教育課長が別に定める。

3 コーディネーターの勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 コーディネーターは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 コーディネーターは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 コーディネーターは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) コーディネーターとして不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

英語活動アドバイザー設置規程

(設置)

第1条 小学校の英語活動を円滑に実施するため、教育事務所に英語活動アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(身分)

第2条 アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 アドバイザーは、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指導監督を受けて、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 英語活動の実施に係る助言及び援助に関すること。
- (2) 英語活動に関し所長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 アドバイザーは、英語教育に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- 2 アドバイザーの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 アドバイザーの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 アドバイザーの1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

- 2 アドバイザーの勤務場所及び勤務時間は、所長が別に定める。

(服務)

第7条 アドバイザーは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 アドバイザーは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 アドバイザーは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) アドバイザーとして不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

訓令の概要の説明

総務課

1 件名

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程他 19 件の嘱託員設置に関する教育委員会訓令

2 改正の経緯及び必要性

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会は人事に関する事務を教育長に委任できないと規定された。これに伴い、所要の改正を行った。

3 改正案の概要

(1) 嘱託員の身分等について規定した訓令等（18 件）については、嘱託員の任免に関する事務が教育長の権限であったため、教育長訓令として規定されていた。地教行法の改正に伴い、嘱託員を含む職員の身分等に関しては教育委員会の権限となったため、これら教育長訓令を廃止した。

(2) 廃止した訓令等とほぼ同内容で、用語の整理等を行った「沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程」他 17 件の規程を新たに教育委員会訓令として制定した。

(3) また、今年度から新たに設置される「理科支援員等コーディネーター」及び「英語活動アドバイザー」に関する規程についても、教育委員会訓令として制定した。

(4) 訓令の施行は、平成 20 年 4 月 1 日とした。

4 根拠法令

(1) 沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第 2 条第 9 号及び第 10 号

5 関係各課との調整状況

総務私学課及び教育庁内嘱託員所管各課と調整済み

6 添付資料

(1) 訓令等一覧

1 廃止する訓令及び要綱

(教育長訓令)

- (1) 沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程（昭和 63 年教育長訓令第 1 号）
- (2) 教職員の悩み相談員設置規程（平成 13 年教育長訓令第 4 号）
- (3) スクールカウンセラー等設置規程（平成 13 年教育長訓令第 5 号）
- (4) 親子電話相談員設置規程（平成 16 年教育長訓令第 3 号）
- (5) 特別支援学校嘱託看護師設置規程（平成 17 年教育長訓令第 4 号）
- (6) 美術品調査嘱託員設置規程（平成 18 年教育長訓令第 1 号）
- (7) 美術品保存修復嘱託員設置規程（平成 18 年教育長訓令第 2 号）
- (8) 埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程（平成 18 年教育長訓令第 6 号）
- (9) 訪問指導員設置規程（平成 19 年教育長訓令第 1 号）
- (10) 児童生徒生活支援員等設置規程（平成 19 年教育長訓令第 2 号）
- (11) 博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程（平成 19 年教育長訓令第 26 号）
- (12) 博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程（平成 19 年教育長訓令第 27 号）

(教育長要綱)

- (1) 文化財調査嘱託員設置要綱（昭和 52 年教育長決裁）
- (2) 図書館活動奉仕員設置要綱（昭和 58 年教育長決裁）
- (3) 巡回教育相談員設置要綱（昭和 59 年教育長決裁）
- (4) 図書館嘱託員設置要綱（平成 5 年教育長決裁）
- (5) 沖縄県生涯学習コーディネーター設置要項（平成 14 年教育長決裁）
- (6) 情報処理教育嘱託員設置要綱（平成 15 年教育長決裁）

2 ほぼ同内容で教育委員会訓令として制定する訓令

- (1) 沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程
- (2) 教職員の悩み相談員設置規程
- (3) スクールカウンセラー等設置規程
- (4) 親子電話相談員設置規程
- (5) 特別支援学校嘱託看護師設置規程
- (6) 美術品調査嘱託員設置規程
- (7) 美術品保存修復嘱託員設置規程

- (8) 埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程
- (9) 訪問指導員設置規程
- (10) 児童生徒生活支援員等設置規程
- (11) 博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程
- (12) 博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程
- (13) 文化財調査嘱託員設置規程
- (14) 図書館活動奉仕員設置規程
- (15) 巡回教育相談員設置規程
- (16) 図書館嘱託員設置規程
- (17) 沖縄県生涯学習コーディネーター設置規程
- (18) 情報処理教育嘱託員規程

3 平成20年度より新たに設置される嘱託員の訓令

- (1) 理科支援員等コーディネーター設置規程
- (2) 英語活動アドバイザー設置規程